

由利本荘市福祉医療費支給要綱

平成17年3月22日

告示第3号

（趣旨）

第1条 この告示は、由利本荘市に居住地を有する乳幼児、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者的心身の健康の保持及び生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児（未就学児） 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- (2) ひとり親家庭の児童 別表第1に定める18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- (3) 高齢身体障害者 65歳以上の者で、身体障害者福祉法による身体障害者手帳（4～6級）所持者
- (4) 重度心身障害（児）者 第1号及び第2号を除く療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳（A）所持者又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳（1～3級）所持者。

2 この告示において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）

3 この告示において「社会保険各法」とは、前項第2号から第6号までに掲げる法律をいう。

（受給資格者）

第3条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、由利本荘市に居住地を有する前条第1項各号に掲げる者で、医療保険各法の被保

険者又は被扶養者（健康保険法による特別療養費支給対象者を含む。）とする。ただし、社会保険各法の本人（前条第1項第4号に該当する者を除く。）又は他の法令等の適用を受け、医療に関し福祉医療費と同一の給付を受けることができる者を除く。

（支給期間）

第4条 福祉医療費の支給対象期間の始期及び終期は、別表第2によるものとする。

（支給の制限）

第5条 第2条第1項各号に掲げる受給者について、受給者本人、父又は母、若しくは当該受給者の生計を維持している扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者。ただし、ひとり親家庭の児童にあっては、当該児童の父又は母の兄弟姉妹を含む。）の前年の所得が別表第3に定める額を超えるときは、福祉医療費を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、1月1日から7月31日までの間に支給事由の生じたものについては、前項中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

3 第1項に規定する所得の範囲及び所得の額の計算は、乳幼児、ひとり親家庭の児童に係るものにあっては児童扶養手当法施行令（昭和13年政令第405号）第3条並びに第4条第1項及び第2項の規定を、高齢身体障害者及び被用者保険本人である重度心身障害（児）者に係るものにあっては国民年金法施行令（昭和31年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定を準用する。

4 第2条第1項第1号に掲げる者で第1項の規定により支給制限に該当したものについては、由利本荘市単独事業により福祉医療費を支給する。

（受給資格の登録）

第6条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格登録申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けるものとする。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する7月31日まで有効とする。

3 前項の登録の有効期間の満了後、引き続き医療費の助成を受けようとする者は、更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けるものとする。ただし、特に市長が認めたときは、更新登録申請書の提出を省略させることができる。

（受給者証の交付等）

第7条 由利本荘市長は、前条の規定により受給資格を登録した者に対し、医療保険各法の被保険者証、母子家庭台帳又は父子家庭台帳、身体障害者手帳又は療育手帳等を確認の上福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証の期間は、交付日以後最初の7月31日までとし、毎年度8月1日に更新するものとする。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者で国民健康保険の被保険者及び社会保険各法の被扶養者については、別表第2(2)に定める期間とする。
生後障害

（福祉医療費の給付）

第8条 由利本荘市長は、福祉医療費の給付を受けようとする受給者に対し、保険医療機関、保険薬局等において、医療保険被保険者証と受給者証を提示させるものとする。

（支給の範囲）

第9条 福祉医療費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 医療の診療月をもって区分し、医療保険各法による給付額を控除した被保険者等負担額（高額療養費、家族高額療養費及び附加給付金等を控除した額）とする。

(2) 乳幼児（第2条第1項第1号に定める者）については、被保険者等負担額から一部自己負担金（被保険者等負担額の半額とし、診療報酬明細書1枚あたり千円を上限とする。）を控除した後の額とする。ただし、0歳児及び市町村民税所得割非課税世帯の子どもについては、この限りではない。

(3) 老人保健法の医療給付の適用を受ける者については、同法第28条第1項及び第2項に定める一部負担金から高額医療費等の給付を控除した額とする。

(4) 前各号の場合において、入院時食事療養及び入院時生活療養に係る標準負担額は除くものとする。

2 前項第2号の規定により一部自己負担金の発生したものについては、由利本荘市単独事業により福祉医療費を支給する。

（医療費の確認及び支払の委託）

第10条 福祉医療費受給者の医療費の確認及び保険医療機関、保険薬局等への医療費等の支払は、秋田県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

2 福祉医療費受給者が、やむを得ない理由により、病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、由利本荘市長が必要と認めるときは、別に定める方法により医療に関する給付に代えて現金給付をすることができる。

（委託費の支払）

第11条 由利本荘市長は、前条の委託に係る費用のうち福祉医療費受給者の自己負担相当額又は一部負担金に相当する額については、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）に従い、国民健康保険団体連合会からの請求により納付する。

（支給額の返還）

第12条 由利本荘市長は、支給原因が第三者の行為によって生じ、福祉医療費受給者が損害賠償を受けたときは、支給額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（関係帳簿等）

第13条 この業務を適正に行うため、由利本荘市は、次の帳簿等を備え付けるものとする。

- (1) 福祉医療費受給者台帳（兼受給者証拠出簿）
- (2) 第三者行為等の返還記録
- (3) 高額療養費戻入簿

2 前項各号に掲げる帳簿等は、それぞれ完結の日の属する年（年度）の翌年（翌年度）から起算して5年間保存するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。
- 2 この告示は、平成17年8月1日から施行する。
- 3 この告示は、平成18年10月1日から施行する。